

5 歳児健康診査従事者役割（発達健診）

時期	内容	担当者	役割	ポイント	
前日まで	日程調整	保健師	◇保育園・幼稚園の日程を確認し、事業実施の計画を立てる。	◇健診の時間帯及び1日の保育の流れ等を確認し、保育園、幼稚園、市町村とともに事業の流れについて調整する。	
	従事者調整	保健師	◇当日の従事者に依頼をする。	◇時間、場所、内容等について連絡する。	
	対象児の把握	保健師 理学療法士	◇保育観察の状況から把握する。	◇保健師は、対象となった児について、把握している過去の健診結果・保育観察等の情報により、結果等の情報を確認する。 ◇原則的に、大田原市に居住する児を対象とする。	
当日	事前打ち合わせ 9:30～10:00	保育園・幼稚園	◇要観察児の状況を報告する。	◇事業者が要観察児の問題点を事前に共有し、観察ポイントや、役割等を確認する。	
		保健師 理学療法士	◇当日の流れ、役割、観察ポイント等を確認する。 ◇過去の健診データ等の情報、観察ポイントを確認する。	◇事業の流れ、時間配分、場所等について確認する。	
		医師 心理相談員	◇観察前に、要観察児の情報提供を行う。 ◇観察ポイントを確認する。		
	健診 10:00～10:30	医師	◇保育場面の観察を行う。		◇健診、保育に影響しないように配慮しながら、同席した保護者にも集団生活の場面を見てもらえるようにする。
		心理相談員			
		保健師 理学療法士			
		保育園・幼稚園	◇遊びの実践を行う。		
	個別相談 10:30～	医師 心理相談員	◇保護者との個別相談を行う。		◇可能な限り保育園・幼稚園担当者も同席し、相談の内容や助言・指導の内容について把握する。 ◇児の問題だけではなく、保護者の悩み、不安等についても確認する。

時期	内容	担当者	役割	ポイント
当日	処遇検討 13:00～14:00	保育園・幼稚園 医師 心理相談員 保健師 理学療法士	<p>◇観察結果を踏まえ、児の振り分けを行う。 個別相談（心理相談員、言語聴覚士、作業療法士）の振り分けをする。</p> <p>◇保護者への結果説明の役割分担を行う。</p> <p>◇園や地域における児や保護者への支援方法について検討する。</p>	<p>◇処遇検討により、今後の支援方法について振り分けを行う。</p> <p>◇相談事項や問題はあるが、当日の保護者の同席が得られなかつたケースについて、今後の対応及び結果の説明について明確にしておく。</p> <p>◇支援者の役割を明確にし、連携体制を整える。</p>
事後処理	結果説明	保健師 理学療法士	◇経過観察をすすめていく。(個別相談、二次健診、他機関への紹介など。)	

5 歳児健康診査従事者役割 (個別相談)

時期	内容	担当者	役割	ポイント
前日まで	日程調整	保健師	◇	◇
	従事者調整	保健師	◇当日の従事者に依頼をする。	◇時間、場所、内容等について連絡する。
	対象児の把握	保健師	◇	◇
当日	事前打ち合わせ	保健師 理学療法士	◇当日の流れ、役割、観察ポイント等を確認する。 ◇過去の健診データ等の情報、観察ポイントを確認する。	◇
	個別相談		◇保護者との個別相談を行う。	◇可能な限り保育園・幼稚園担当者も同席し、相談の内容や助言・指導の内容について把握する。 ◇児の問題だけではなく、保護者の悩み、不安等についても確認する。
	処遇検討			
事後処理	結果説明			
	記録票の管理			

# すこやか相談票

平成 年 月 日

氏名				生年月日	平成 年 月 日( 歳 カ月)	
住所					性別	男 女
計測	身長 (cm)	体重 (kg)	カウプ指数	備考		
園での状況						
乳幼児健康診査時の状況	4ヶ月児健康診査 受診 ( ) 未受診 (理由 ) 10ヶ月児健康診査 受診 ( ) 未受診 (理由 ) 1歳6ヶ月児健康診査 受診 ( ) 未受診 (理由 ) 2歳児歯科健康診査 受診 ( ) 未受診 (理由 ) 3歳児健康診査 受診 ( ) 未受診 (理由 )					
備考						

# 保育観察の状況

平成 年 月 日

本	表情 (情緒的反応)	視線 (共感性、対人関係)	呼名 (対人関係、コミュニケーション、言語理解、聴覚障害、)
	多動 (落ち着き、衝動性)	こだわり (情緒的反応、こだわり)	
	遊び方 (社会性)	母との関わり方	他児との関わり方 (社会性、対人関係)
児			
処 遇 検 討			
今 後 の 方 針			

# 発達健診票

平成 年 月 日

保護者の状況		
診察所見		
観察状況		
処遇検討		今後の方針

# 平成16年度 大田原市の母子保健事業

## 〈母子保健事業の基本理念〉

- (1) 主体的な育児能力の育成を図る。
- (2) 子どもの成長・発達に応じたゆとりある子育てを支援する。
- (3) 疾病・障害の早期発見・早期療育に努める。
- (4) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進を図る。

## 〈平成16年度 母子保健事業の方向性〉

- ・ 母子保健は健康の基礎形成期の保健活動とし、健やかに子どもを産み育て、健全な生活習慣を確立できるよう、各種健診・相談・教室を充実する。
- ・ 保育園・幼稚園等並びに療育関係機関との連携を強化し、発達障害等の発達問題への早期対応に努め、療育体制の充実を図る。
- ・ 安心とゆとりをもって子育てができるよう、各種事業により子育て支援を充実する。
- ・ 学校保健等との連携を図り、学童期・思春期における健康教育を充実する。

## 〈平成16年度 母子保健事業〉

### \* 安心して妊娠、出産できる環境の確保

妊婦一般健康診査

母親教室

(1) 妊婦教室

(2) パパ・ママ教室(妊婦教室・すくすく教室の継続コース)

(3) すくすく教室

妊産婦新生児訪問指導

### \* 子どもの健やかな成長・発達への支援

乳幼児健診

(1) 4か月児健康診査

(2) 10か月児健康診査

(3) 1歳6か月児健康診査

(4) 2歳児歯科健康診査

(5) 3歳児健康診査

※(6)すこやか健診(5歳児健康診査)

育児相談

のびのび教室

よい歯のコンクール

むし歯予防フッ化物塗布

### \* 発達に問題を抱える子どもへの支援

乳幼児すこやか相談

(1) 乳児すこやか相談

(2) 幼児すこやか相談

わかくさ教室

めだかクラブ

### \* 学童期・思春期保健対策の向上と健康教育の推進

学童期の健康づくり

### \* 安心とゆとりある子育てへの支援

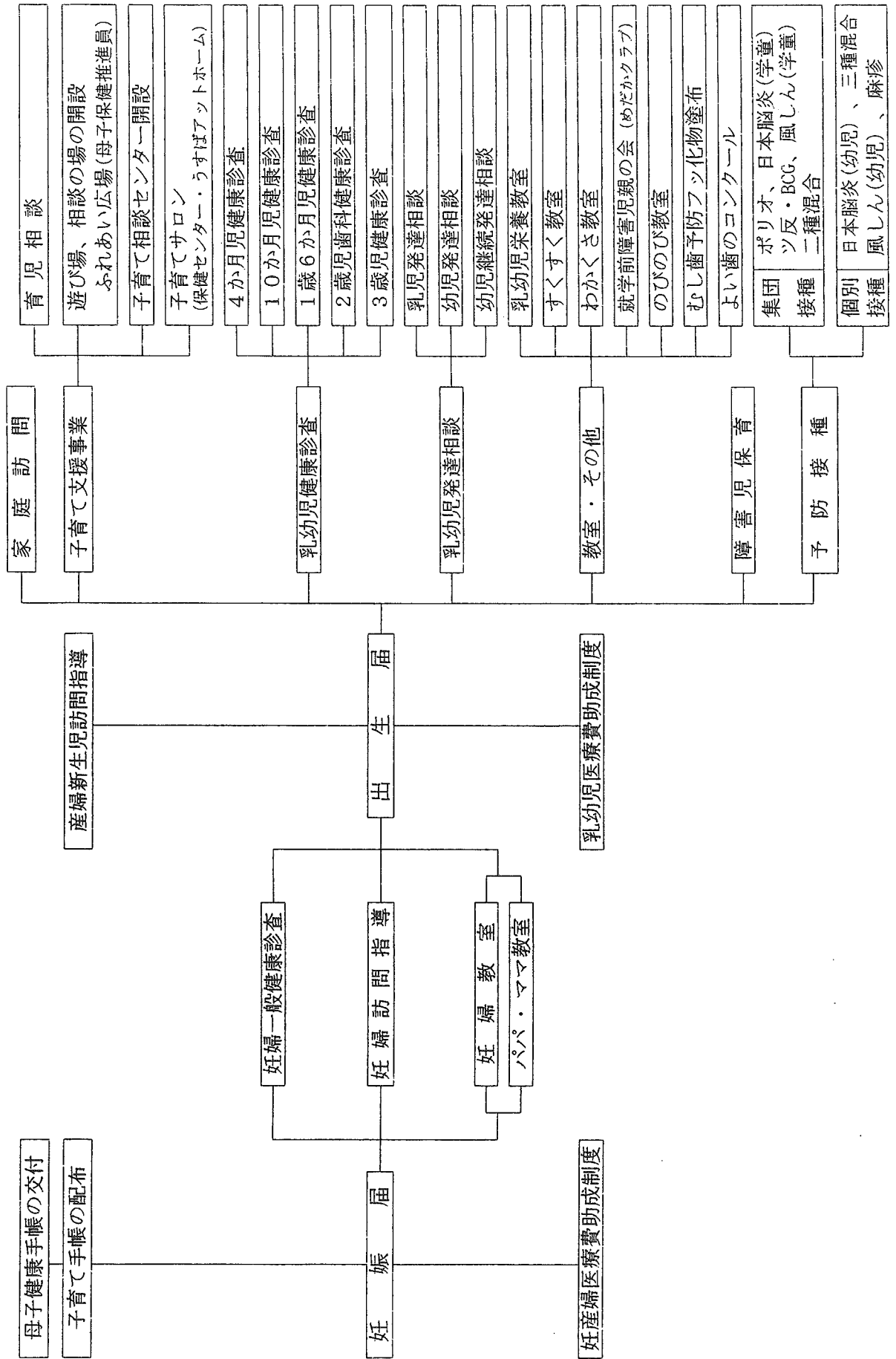
母子保健推進員

ふれあい広場

子育てサロン事業

(※印は新規事業)

# 大田原市の母子保健事業体系図





# 発達相談モデル事業 マニュアル

栃 木 県

◀ ◀ ◀ 目 次 ▶ ▶ ▶

発達相談モデル事業実施要領 ----- 125

発達相談モデル事業の流れ ----- 126

発達相談モデル事業従事者役割 ----- 127

振り分けマニュアル ----- 133

【各種用紙】

保護者への事業説明用紙 ----- 140

保護者への結果説明用紙 ----- 141

のびのび発達相談票 ----- 142

## 発達相談モデル事業「のびのび発達相談」実施要領

### 1 目的

3歳児健診までに発見されにくい高機能自閉症等の発達障害児について、就学までの期間のできるだけ早い時期に発見するとともに、適切な療育の提供や保護者の障害受容のための支援を行うことにより、児の不応反応や二次的障害を予防することが求められる。

そこで、保育所等における定期健康診断日を活用し、発達に問題のある児を対象に発達相談を試行的に実施することにより、よりよい実施方法や内容の検討・検証を行うことを目的として、この事業を実施する。

### 2 実施主体

栃木県（広域健康福祉センター）

### 3 協力機関等

市町村・保育所・幼稚園・保育所及び幼稚園の嘱託医師

### 4 モデル施設の選定

広域健康福祉センター毎に、管内保育所・幼稚園から10施設程度をモデル施設として選定する。

### 5 対象

モデル施設在籍の年中児童

### 6 実施日

定期健康診断日の実施を基本とし、各施設と調整のうえ実施日時を設定する。  
なお、定期健康診断日に実施することが困難な場合は、それ以外の日に実施しても差し支えない。

### 7 場所

各モデル施設

### 8 従事者

保育士、教諭、心理判定員、作業療法士、言語聴覚士、市町村保健師、県健康福祉センター保健師等

### 9 実施内容

- ①「のびのび発達相談票」による確認
  - ②保育場面の観察
  - ③保護者との個別相談
  - ④処遇検討
  - ⑤保護者への結果説明
  - ⑥乳幼児二次健診、医療機関等の紹介
- ◇診察（保育所・幼稚園の定期健康診断日に実施する場合）

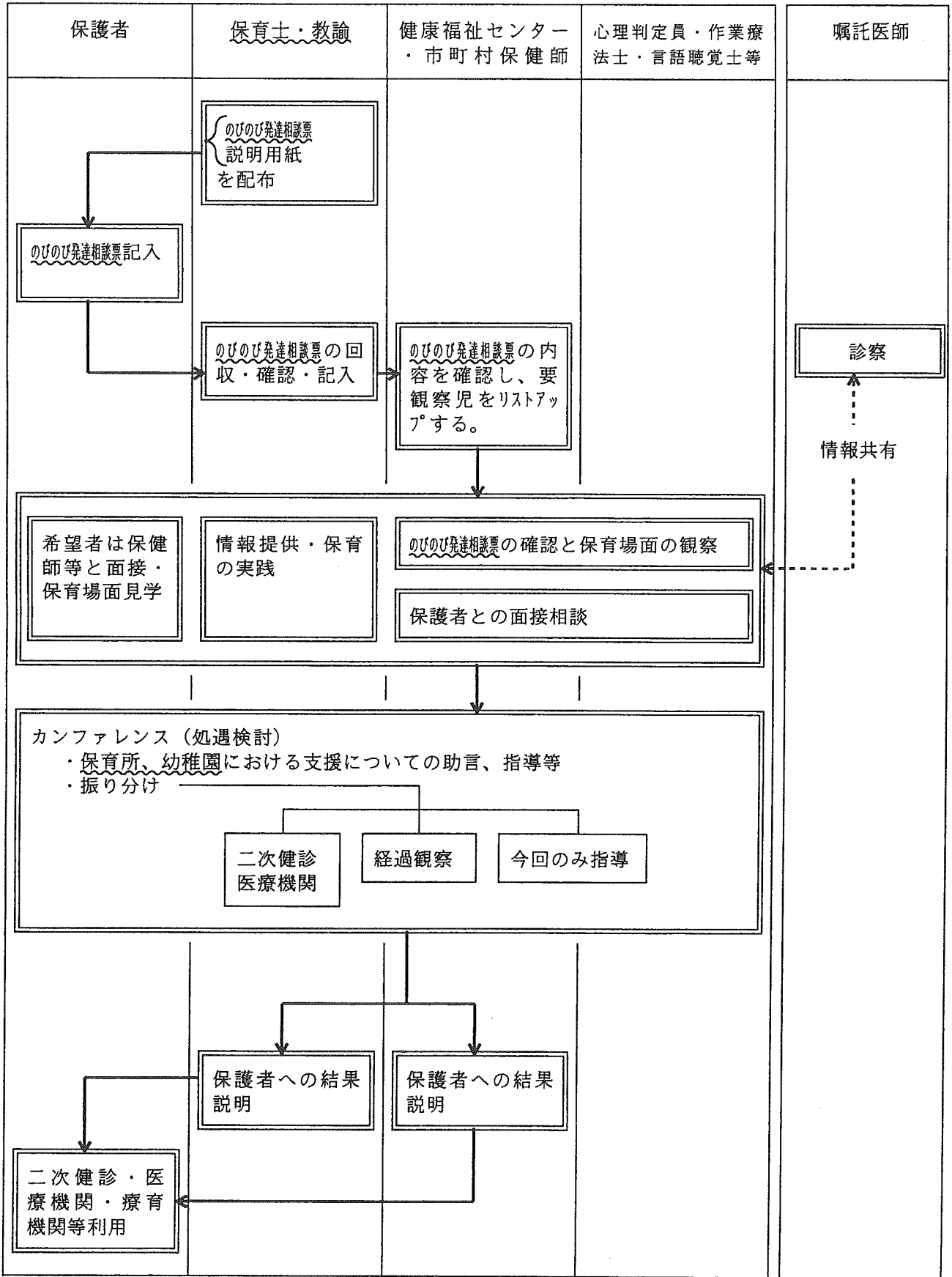
### 附則

この要領は、平成16年4月8日から施行する。

### 附則

この要領は、平成17年 月 日から施行する。

発達相談モデル事業の流れ



発達相談モデル事業従事者役割

時期	内容	担当者	役割	
前日まで	日程調整	健康福祉センター 保健師	◇ <u>保育所・幼稚園・市町村と日程調整し、事業実施の計画を立てる。</u>	
	従事者調整	健康福祉センター 保健師	◇当日の従事者に依頼をする。	
	<u>のびのび発達相談票の配布・回収</u>	保育士・教諭	◇ <u>児の送迎時等</u> を利用し、事業説明用紙・ <u>のびのび発達相談票</u> を保護者に配布する。  ◇ <u>児の送迎時等</u> を利用し、記入後の <u>のびのび発達相談票</u> を回収する。 ◇ <u>のびのび発達相談票</u> 回収時、当日の保護者の同席の有無を確認する。	
	<u>のびのび発達相談票の確認</u>	保育士・教諭	◇回収した <u>のびのび発達相談票</u> の内容を確認し、保育士・教諭からみた児の状況について再チェックする。  ◇回収した <u>のびのび発達相談票</u> について、健康福祉センター保健師に報告する。	
	対象児の把握	健康福祉センター 保健師	市町村保健師	◇保育所・幼稚園から提出された <u>のびのび発達相談票</u> の内容を確認する。
		保育士・教諭		
	保護者の同席の勧奨	保育士・教諭	◇気になる児の保護者に同席を呼びかける。	
健康福祉センター 保健師		◇個別相談対応の調整を行う。		

ポイント

◇1日の保育の流れ等を確認し、保育所、幼稚園、市町村とともに、事業の流れについて調整する。

◇時間、場所、内容等について連絡する。

◇事業説明用紙に事業実施日、実施場所、回収期限を記入する。

◇これまでに発達に関して指摘を受けなかった児及び指摘を受けていても各種支援につながらなかった児の発見・支援が目的であるため、既に障害の認定を受けている児や各種機関でフォローされている児は原則として対象外となる。その際、対象外となる児の保護者に対しては、のびのび発達相談票を配布しない理由を説明する。  
なお、対象外の児の保護者から相談の希望があった場合には、保護者の育児支援の観点から、適宜対応する。

◇保護者の能力等により、保護者による記入が困難である場合には、保護者から聞き取りながら保育士・教諭が代筆してもよい。

◇期限までに提出がない場合は、提出を促す。なお、保護者が提出を拒否した場合は、保護者の気持ちを十分確認したうえで意向に応じる。

◇回収したのびのび発達相談票の内容を確認し、記入漏れや不明な点について、送迎時等を利用し保護者に確認する。

◇問1から10については、「振り分けマニュアルチェックポイント」を参考にしながら、保育所・幼稚園での様子や気になる点を「備考欄」に記入する。

◇問11以降は保護者の養育状況や家族背景、その他、児について気になること等を「備考欄」に記入する。

◇気になる児及び同席する保護者の人数、問題等について健康福祉センター保健師に連絡する。

◇健康福祉センター保健師及び市町村保健師は、市町村で把握している過去の健診結果等の情報を共有しながら、「振り分けマニュアルチェックポイント」を参考に、保護者及び保育士・教諭によるチェック内容を確認し、当日の要観察児をリストアップする。

◇居住地が他市町村の場合は、必要時、居住する市町村に状況を確認する。

◇当日、同席しない保護者のうち、のびのび発達相談票上不明な点がある場合は、保健師と協議のうえ、必要事項を保護者に確認する。

◇事業実施日の同席希望がなくても、同席が必要と認めるケース（のびのび発達相談票によりリストアップされた児）については、健康福祉センター保健師及び市町村保健師と協議のうえ、適宜同席を促す。その際、保護者の意向を十分確認し、拒否した場合は無理に促さず、当日の処遇検討において、今後の対応について検討する。

◇当日の従事者及び同席する保護者の人数等を考慮し、個別相談対応の調整を行う。

時期	内容	担当者	役割
当日	事前打ち合わせ	保育士・教諭	◇ <u>のびのび発達相談票</u> に基づき、要観察児の状況を報告する。 ◇当日同席する保護者についての状況を報告する。
		健康福祉センター保健師	◇当日の流れ、役割、観察ポイント等を確認する。
		市町村保健師	◇過去の健診データ等の情報、観察ポイントを確認する。
		心理判定員等	◇観察ポイントを確認する。
	医師への情報提供	保育士・教諭 健康福祉センター保健師	◇診察前に、要観察児の状況提供を行う。 ◇保育場面の観察が診察より先に行われた場合は、観察した事項もあわせて伝達する。
	健診	嘱託医	◇診察を行う。
	健診場面の観察	健康福祉センター保健師	◇診察場面の観察を行う。
		市町村保健師	
		心理判定員等	
	保育場面の観察	保育士・教諭	◇遊びの実践を行う。
		健康福祉センター保健師	◇要観察児の観察を行う。
		市町村保健師	
心理判定員等			
個別相談	健康福祉センター保健師	◇同席している保護者との個別相談を行う。	
	市町村保健師		
	心理判定員等		

※          内は保育所・幼稚園の定期健診

ポイント

- ◇事業従事者が要観察児の問題点を事前に共有し、観察ポイントや役割等を確認する。
- ◇事業の流れ、時間配分、場所等について確認する。

◇健診に影響しないよう配慮しながら、同席した保護者にも診察の場面を見てもらえるようにする。

- ◇保育に影響しないよう配慮しながら、同席した保護者にも集団生活の場面を見てもらえるようにする。
- ◇リストアップした要観察児だけではなく、全体を観察する。

- ◇可能な限り保育士・教諭も同席し、相談の内容や助言・指導の内容について把握する。
- ◇「振り分けマニュアルーチェックポイントー」を参考にしながら、詳細を確認する。
- ◇児の問題だけではなく、保護者の悩み、不安等についても確認する。



時期	内容	担当者	役割
当日	処遇検討	保育士・ <u>教諭</u>	◇ <u>のびのび発達相談票</u> 及び観察結果を踏まえ、児の振り分けを行う。
		健康福祉センター 保健師	◇保護者への結果説明の役割分担を行う。
		市町村保健師	
		心理判定員等	◇保育所・ <u>幼稚園</u> や地域における児への支援方法について検討する。
事後処理	結果説明	保育士・ <u>教諭</u>	◇保護者に結果説明を行う。
		健康福祉センター 保健師	◇保育士・ <u>教諭</u> から結果説明しにくい保護者に対し、結果説明を行う。
		市町村保健師	
	結果連絡	健康福祉センター 保健師	◇経過観察、二次健診・医療機関紹介等になった児のうち、居住地が保育所・ <u>幼稚園</u> 所在市町村と異なる児については、居住する市町村の保健師への情報提供について、保護者の同意を得る。
	<u>のびのび発達相談票</u> の保管		◇ <u>のびのび発達相談票</u> は健康福祉センターで保管する。

ポイント

- ◇「振り分けマニュアルー振り分け基準ー」を参考にしながら、振り分けを行う。
- ◇相談事項や問題はあるが、当日の保護者の同席が得られなかったケースについて、今後の対応及び結果の説明について明確にしておく。
- ◇特に問題ないケースや保育士・教諭が対応可能なものについては、保育士・教諭から結果説明する
- ◇二次健診・医療機関紹介となったケースや保護者の受容等の問題により保育士・教諭からの説明が困難であるケースについては、保健師から結果説明する。なお、その際の保護者への連絡のとり方についても確認しておく。
- ◇支援者の役割を明確にし、連携体制を整える。

- ◇結果説明書を使用し説明する。

結果説明書の記入：実施日、対象児名を記入する。

処遇検討の結果、該当する項目の☆印に○をつける。

「次のことに……」の枠内には指導事項を記入する。

「より詳しく……」の場合、健診等の勧奨は上段、家庭訪問やTEL連絡による経過観察は下段の□にチェックをし、必要事項を記入する。

「念のため……」の場合は紹介する医療機関名を記入する。

なお、医療機関が未定の場合は、結果説明時に保護者の希望を確認する。

- ◇今後の支援のため、居住する市町村の保健師に情報提供することについて保護者に説明し、同意を得る。

振り分けマニュアル

	設問項目	設問の目的	チェックポイント	振り分け基準
1	主にどんだんな遊びをしますか。	認知発達、社会性、過渡期、過剰反応を認知的に確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他児との関わり方の確認(遊具、遊具の持ち手、遊具の場所、並ぶ順番、遊具の順番、遊具の執着)</li> <li>・ 特定の遊び以外の物への執着(マーカーやおもちゃ等の音や振動、感音)</li> <li>・ 物等への執着(体触れ、手触れ、友達に触れること、砂音)</li> </ul>	<p>【要指導】 理由や経験不足等により他児と関わりにくい場合、対人関係の項目とあわせて必要時二次健診。</p> <p>【経過観察・二次健診】 ここだけ、他の項目とあわせて必要時二次健診。</p>
2	友だちや兄弟と遊びを真似たり、遊びをしますか。	対人関係、模倣を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「時々」「いいえ」の場合や状況の細かな違い(友達や他児との関わり方、遊びの場面、状況、歌や遊戯の参加の様子、言語表出、会話の様子、ことばでのやりとり、話題、問題解決について)</li> <li>・ 保護者の関わり方(送迎時の様子)</li> </ul>	<p>【要指導】 他者と交流しにくいが、必要な場面でやりとりが可能な場合、発達の項目とあわせて必要時二次健診。</p> <p>【経過観察・二次健診】 言語理解(一)の場合、「いいえ」の項目とあわせて必要時二次健診。</p>

	設問項目	設問の目的	チェックポイント	振り分け基準
3	友だちや兄弟と遊ぶときに、トラブルが起き、あんなところまでいなくなるか。	対人関係について確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はい」「時々」の場面は場面、状況の詳細。</li> <li>・トラブルの場面原因類</li> <li>・言語による要求、言語理解や感情表現。</li> <li>・周囲（年齢、年少等）との関係。</li> <li>・保護者の関わり方（送迎時の様子）。</li> </ul>	<p>【要指導】          気質的な理由が考えられる場合には対応について助言・指導。          【経過観察・二次健診】          言語理解による遅れがある場合には二次健診。衝動性やコミュニケーション障害等がみられる場合には二次健診。虐待が疑われる場合は、処遇検討。</p>
4	大人から注意されると、危ないから止めてほしいか。	言語理解、コミュニケーション、状況判断、感情のコントロールについて確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「時々」「いいえ」の場面は場面、状況の詳細。</li> <li>・場面、頻度、注意した時の見解、反応。</li> <li>・言語理解、視覚理解（文字や絵）で示すとどうするか。</li> <li>・聴覚障害の有無。</li> <li>・集中力。</li> </ul>	<p>【要指導】          気質的な理由が考えられる場合には、対応について助言・指導。          【経過観察・二次健診】          言語理解（一）の場合は二次健診。言語理解があっても「いいえ」の場合は、他の項目とあわせて必要時二次健診。          【要診療・要精査】          聴覚障害が疑われる場合は検査を紹介。</p>
5	気に入らないうちから、あんなに怒るやしませんか。	情緒的反応、感情のコントロールについて確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はい」「時々」の場面は場面、状況の詳細。</li> <li>・場面（きっかけを含め）頻度、持続時間、その時の対応。</li> <li>・周囲（他者や物品）の破損、自傷他害等。</li> <li>・他保護者との関係。</li> <li>・保護者の関わり方。</li> </ul>	<p>【要指導】          周囲とのトラブルもなく、気質的な理由が考えられる場合には対応について助言・指導。          【経過観察・二次健診】          「はい」「時々」の場合、落ち着きのなさやこだわりなどが疑われる場合は、処遇検討。</p>
6	外出先で迷子になったり、急いで道に飛び出したか。	落ち着き、衝動性について確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はい」「時々」の場面は場面、状況の詳細。</li> <li>・他者や保護者との愛着関係興味、関心。</li> </ul>	<p>【要指導】          迷子や飛び出しも、何かに夢中になっていたり、またま発生したことであれば問題ない。          【経過観察・二次健診】          衝動的な行動したり、常に落ち着きがない場合は他の項目とあわせて必要時二次健診。</p>